

次世代育成支援行動計画

社会福祉法人ひみ福社会

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで3年間

2 内 容

目標1 育児休業及び介護休業に関する規程を周知する。

- 対策
- ・ 育児休業、子の看護休暇、介護休業及び家族の介護休暇の周知
 - ・ 育児のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜勤務の制限並びに育児短時間勤務の周知
 - ・ 介護のための時間外労働及び深夜勤務の制限並びに介護短時間勤務の周知

目標2 有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。

- 対策
- ・ 有給休暇の取得状況の把握
 - ・ 有給休暇を取得しやすい職場環境の整備
 - ・ 各部署において有給休暇取得計画の策定

目標3 リフレッシュ休暇としての有給休暇の取得を促進する。

- 対策
- ・ リフレッシュ休暇の周知
 - ・ 休日を挟んで4日間連続した有給休暇を1年に1回取得することを促進